

**国保加入者・老人医療受給者・
県単医療受給者のみなさまへ**

○戸籍事務コンピュータ化に伴う保険証・
受給者証等の更新について

佐渡市では、2月4日から戸籍事務をコンピュータ化しました。このことにより、従来の戸籍に記載された氏名の文字で辞典等に掲載していない文字は使用できなくなり、常用漢字、人名用漢字、その他の漢和辞典に掲載している文字に置き換えられることになりました。

これに伴い、国民健康保険被保険者証・高齢受給者証・老人保健医療受給者証・各県単医療受給者証（児童扶養手当証書）・介護保険被保険者証等の氏名の文字も新しい文字に置き換えられることとなりますが、受給者番号等には変更がなく、現在お持ちのものが引き続き使用できますので、医療機関等にかかる時は今までとおり現在お持ちの保険証・受給者証等を医療機関等の窓口に表示してください。

なお、このコンピュータ化により新しい文字に置き換えられた方には、次回同の保険証・受給者証等の更新時（証の種類により更新時期が異なります）に置き換えられた文字で表記したものを発行します。

老人保健医療受給者証は国保保険証

を更新するときに一緒に発行します。
問い合わせ先

【国保・老人医療・県老】
市民課 国民健康保険係
☎63-5112

【介護】
社会福祉課 介護保険係
☎63-5113

【県親・児童扶養手当】
社会福祉課 児童福祉係
☎63-5113

【県障】
社会福祉課 障害福祉係
☎63-5113

【県乳・県幼・単幼】
環境保健課 健康増進係
☎63-3113



**軽自動車・自動車の変更
手続等はお済みですか？**

軽自動車税・自動車税は、その年の4月1日現在の名義人に課税されます。車両の登録・廃車・名義変更等については、所定の手続により、該当する機関に必ず届け出てください。

○3月31日までに、車の廃棄または所有者変更の手続が完了していないと、4月1日現在の所有者として課税されます。

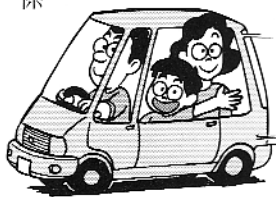
○住所が変わったのに「変更登録」をされないで、納税通知書が届かない場合があります。

○身体障害者等の減免において、4月1日現在、必要な条件が満たされていないと減免を受けられませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

【軽自動車税】
市民課 市民税係
☎63-5112

【自動車税】
佐渡地域振興局 収税課
☎74-3310



**温泉「ワイドブルーあいかわ」
の食堂営業者を募集中！**

市では、温泉の相川健康増進センター「ワイドブルーあいかわ」にある食堂の営業希望者を募集しています。

★面積 157㎡(うちレストラン73㎡ 厨房ほか84㎡)

★営業時間 午前10時～午後9時

★使用期間 温泉の休館日以外は原則として営業平成18年4月1日から平成20年3月31日まで。

※2年更新で、契約は市が指定した管理者を行うこととなります。

★使用料 月額6万4500円(光熱費は使用料にに応じて徴収)

★申込期限 3月10日(金)

★申し込み方法 市役所相川支所福祉保健課または社会福祉協議会相川支所の備え付け申込み用紙に、必要事項を記入して提出してください。

問い合わせ先

相川支所 福祉保健課 和田
☎74-0339

または
佐渡市社会福祉協議会相川支所 斎藤
☎74-0055